

(四) 此單獨不締結條約の話は私か日本外務省から前記の訓電を受けて初めて獨逸

政府に申入れたもので、其以前には、私の知る限り、本條約に關して日

獨逸に何の話もなかつた。法廷證第六〇二號及び第六〇三號(記録第六六三、六六四、二

頁)にについては私は嘗て延で始めて、一九四一年十一月東京に於て岡本

少將とクレアエマー獨逸陸軍武官との間に斯かる話かあつたことを知つ

たのである。リツベントロツプは私に此等話したことはなかつた。

尙日本開戦當時に於ける正杯の快報に付ては私は一九四六年二月檢察官

の訊問中上記同條のことを述べてある(總論文書第二八二〇號)

(四) 獨逸よりの勅章受領

太平洋戦争開始後間もなく私は獨逸から勅章を貰つた。之は日獨同盟

國として戦争を共にすることになつた爲に獨逸としては日本に對する一

つのチエスナユアとして爲したものであると私は思ふ。元來獨逸では

大公使たると其他の大使詰員たるを問はず、外交官か二年以上在任に

志勤すると勅章を贈らるる旨であつて、外人に對する勅章の授與と

いふことは多分に儀禮的なものであつた。

一八 日獨伊直協定

一九四一年一月十八日正杯に於て日獨伊間の直協定が締結せられたか、

之は純然たる和訓事項に關する協定であつて日本の制度上、文官たる私の

關與することと許されないのであつた。私は此協定には全然關係しなかつた。

一、三三條約に基く日獨伊委員並に開戦後の行方一般

(一) 私は駐獨大使たるの故を以て、三三條約委員組織監督（法廷證第五九九號記録第六四一七一六四二頁）に基き、當然に伯林に於ける三三條約第四條の此等尋問委員の日本側委員であつた。

しかしながら此委員は日本開戦前は一度も開かれたことはなく、開戦後も私の記憶では前條約三三條約の交渉を述べ、主權者たる獨逸側の内容は三三條約の委員が御座なりの交渉を述べ、將來に對する企畫を述べるとか或は協同の一般的説明があつたのみで、將來に對する企畫を述べるとか或は協同作戦を議するとかいふやうなことは全然なかつた。

要するに此委員は名義のみ存在であつた。

(二) 日獨間の連絡は知蘇の開戦によつて既にシベリアの交通路を失つてゐたか、其後日本の開戦により感々其困難を加へた。即ちシベリアを経由するものとして、極く少數の日本人が蘇聯の三三條取付に成功したのみであつた。知蘇の封鎖破壊及び潜水艦の往來も、戦争の進行と共に困難より遂に不可能に近づいた。航空連絡は全然行はれなかつた。斯くして送られた唯一の連絡方法は無電によるのみとなつたか、是だけでは日

(三)

獨断の意思を表达せしめるには、まだ不充分なものであつた。
日本開戦後、私は日本政府から將來の軍事内政は勿論、政治的企圖に
關しても通報を受けたことは一度もなかつた。私の知る限り、陸海軍武
官も亦此種の通報を受けなかつた。それ故、我々は日露に於て獨逸制と
政治上、軍事上向其他に於ても秘密を協同動作に出るといふやうなことは
先づ不可能であつた。又日本政府よりも之に關し特別の希望は通達せ
られなかつた。

(四)

太平洋戦争勃發以來、私とヒットラー、リッペントロップとの會談で
は軍事問題が主たる話題として持出されたのであつた。元來作戦地域
は私の職務の範圍外であつた上に、前述のやうに東京から何も知らされ
てゐないのでも、私は軍事の常識と乏しい一般情報に關して太平洋方面の
取況に就て私の個人的見解を述べ、外に要等の任務がなかつたのであ
る。日露間の經濟協定は一九四三年一月締結せられ、私は政府の命令に
署名した。しかし經濟問題について知識を有してゐない私としては、此
同盟を經濟の専門家として大變曲に配屬せられてゐる主任公使に委せて
ゐたので、私は其交渉の経緯に關して、又其締結後の運用に關しても
詳細を記憶してゐないけれども、前述のやうに日露間の交渉は非常に
疑で、兩國間に貨物の輸送は殆ど行はれなかつたから、本協定は一片の

紙片たるに止つたのである。
二〇、潜水艦問題

(一)一九四三年二月末か三月初のことであつた。私はヒットラーとの意見後
 リッペントロップよりヒットラーの命として特使潜水艦二隻を日本に
 寄贈しようといふ旨に承知された。私は當時伊原に主として野村海軍中將に
 び海軍武官横井海軍少將に此話を傳へ、又東京の外務省に此事を報告し
 た。此件に關して東京の海軍中央部から折返し野村中將に宛て、日本は
 獨逸の寄贈を受けるといふ電報があつた。そこで野村中將は私に對し、
 ヒットラーに日本の承諾を傳へてくれとのことであつた。當時ヒット
 ラーは伊原に后なかつたので、私はリッペントロップ外相に對つて之を
 傳へたのである。此後潜水艦受に關する具體的な話合は一切野村中將
 横井少將によつて行はれたので、私は關與しなかつた。
 (二)法廷證言二一〇六號として、偵察部から提出された一九四六年二月一日の
 之は私の記帳の小正和並に此等の誤解のためである。私の訪問に當つた
 ロビンソン海軍大佐も、記帳を新にして更に以て述べた。私の訪問に當つた
 れたので、私は一九四六年二月十九日檢察官に宛てた。此宛書は
 は辯護側文書第二八四五號である。

二一 獨逸崩壊後の行動

曰私は一九四二年一月ヒットラーから彼が諸商船乗組員殺滅の命令を出
 すといふ話を聞いたことかゝつた。之は海軍に關することであつて
 日本には直接關係のないことであつた。別な反對意見は述べなかつた
 又私は海軍に關することでは外務省。大使の御與すべきことではないので
 私に此話を日本政府に傳へたことはない。一九四三年三月獨逸潜水艦奇
 襲申出の際には諸商船乗組員殺滅の話はヒットラーよりもリッペン
 トロツプよりも全く出なかつた。

一九四一年四月柏林の危険が迫つた頃。獨逸政府は全外交口に爾獨バード
 ガスマインへの移動を要請し。私は大使職員と共に四月十四日柏林を去つ
 た。五月中旬末巴カバードガスマインを占領し。私は其抑留を受け。七月
 一日同地から移され。ペンシルヴァニア州ベツドフォードの一ホテル
 へ又寄せられてゐたが。十一月下旬此處を出發。十二月六日浦賀に上陸し
 た。私は此間抑留外交官としての待遇を受けた。

二二、共同謀議其他の訴追について

(イ) 檢察側は私が、本件共同被告其他の者或は獨伊の指導者との間の、違法行爲による中國の一部、中國乃至全世界に亘る支配獲得の目的を以てせられた共同謀議に關與し、又此等の人々と共に、條約違反乃至侵略の戰爭を計畫し準備し、開始し、遂行したと主張してゐるが、之は全く理由のないことである。

(ロ) 第一に、私は大使としても又陸軍武官としても、單なる出先の一機關であつたに過ぎず、私自身の行動又は意見によつて、本國政府の政策を左右し得るの地位にはなかつた。尙私は日本政府の全般的政策については通報を受けたことはなかつた。

(ハ) 第二に、私は日本が違法乃至侵略の戰爭を行ふことを意識し又は希望して、或は之を意圖して行動したことはない。尙私は、本國に於て決定せられた國策を遵奉して日本の存続と發展に寄與せんと努めることは出先の一陸軍武官として又一大使として乃至は一國民として最高の義務であると信じてゐた。

(ニ) 檢察側は私が米國其他の諸國に對する無警告乃至條約違反の攻撃に關する共同謀議に參畫し、尙一九四一年十二月七日又は八日斯かる攻撃を日本軍に命じ、なさしめ、許すことによつて殺人の罪を犯したと

主張してゐる。

しかし私は太平洋戦争の開始を希望したことは嘗てなかつた上に、此等の攻撃のことは事後に知つて爲いたので、かゝる攻撃について事前に何人とも相談したことなく、之を何人にも示唆したことも命令したこともなかつた。加之私は單なる一大使であつて、日本軍に對して攻撃を命令する権限もなく、之が攻撃を抑止する権限も義務も有たなかつた。

曰 檢察側は私が俘虜其他の者の大虐殺、此等の者に對する戦争法規の違反並に人道違反の行爲に關する共同謀議に參畫し、尙陸海軍人等に此等の犯罪行爲を命令し授權し許可したと主張してゐる。

しかし私は此等の事項について何人とも相談したこともなく、之を何人にも示唆したこともなかつた。此等の行爲を何人にも命令し授權したことはない、加之私は出先の一大使であつて、此等の行爲を何人に對しても命令し授權する権限はなかつた。私は此等の行爲が行はれたことを知らなかつた上に、此等の行爲を防止する手段を執るべき権限と義務を有する地位に居なかつた。

四 私には本件共同被告全部との共同謀議に關與したとの理由により訴追せられてゐる。しかし一九三四年から一九四五年の間、私が日本に居つたのは僅かに一年間であり、其爲め此等の人々の大部分は私と政治

的意見を交換したことの無い人々である。即ち廣田、星野、賀屋、木戸、大川、佐藤各被告とは一面識もなく何等の交通もなかつた。

荒木、土肥原、橋本、畑、板垣、木村、小磯、松井、南、武蔵、鈴木各被告とは同じ陸軍に居つたが、面識があつたのみであつた。梅津、東條兩被告とは一九三一、二年頃共に参謀本部に勤務したが、擔任職務も異つて居り密接な關係はなかつた。平沼被告とは一九四一年一月私が獨逸へ出發前一回會つたのみである。岡被告とも面識があつたのみである。島田被告とは其一九三三年頃軍令部在勤中、私も軍令部兼務をしたが面識があつたといふ程度に過ぎない。重光被告とは一九三八、九年頃歐洲で知合つたのみであり、東郷被告とは一九三八年頃共に伯林に在勤し、白鳥被告とは一九三九年同じ外交交渉に従事したので知合つた。

猶私が大使として二回の在任中、日本の外務大臣は近衛、有田、阿部、野村、松岡、豊田、東郷、谷、重光と九人も交迭したが、前述の如く東郷被告と共に伯林に在勤したといふことの外誰とも面識があるといふ程度以上の關係を持たなかつた。

孰れにせよ、私は本件共同被告其他何人とも起訴狀記載の訴追事項について協議したことなく、又斯かる事項を何人にも示唆したこともない。

昭和二十二年（一九四七年）十一月十二日

於極東國際軍事裁判所

供述者

大島

浩

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人

島

内

龍

起

内

田

藤

雄

牛

場

信

彦

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘ヤズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣

誓

書

署名捺印

大島

浩